令和８年第５回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第２号）

令和８年６月１９日（金曜日）　午前１０時００分開議

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　諸般の報告
第　３　報告第　２号　令和８年度定期監査報告（第１次）について
第　４　報告第　３号　令和７年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第　５　報告第　４号　令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第　６　報告第　５号　令和７年度羽幌町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第　７　報告第　６号　専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
第　８　議案第３９号　羽幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例
第　９　議案第４０号　羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例
第１０　議案第４１号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第２号）
第１１　議案第４２号　令和８年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第１２　議案第４３号　令和８年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第１３　議案第４４号　令和８年度羽幌町水道事業会計補正予算（第１号）
第１４　同意第　３号　羽幌町農業委員会委員の任命について
第１５　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦について
第１６　発議第　４号　議員の派遣について
第１７　発議第　５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
第１８　意見案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第１９　意見案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○追加日程

第　１　議案第４５号　物品購入契約の締結について
「除雪ドーザ１４ｔ級の購入について」
第　２　議案第４６号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第３号）

○出席議員（１１名）

１番	佐　藤　　満　君	２番	金　木　直　文　君
３番	阿　部　和　也　君	４番	逢　坂　照　雄　君

5番	村上雄也 君	6番	小寺光一 君
7番	磯野　直 君	8番	舟見俊明 君
9番	工藤正幸 君	10番	平山美知子 君
11番	村田定人 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森　淳 君
副町長	三浦義之 君
教育長	藤岡典行 君
監査委員	熊木良美 君
会計管理者	豊島明彦 君
総務課長	伊藤雅紀 君
総務課主幹	村上　達 君
総務課総務係長	廣谷将大 君
地域振興課長	飯作昌巳 君
地域振興課政策推進係長	山田太志 君
デジタル推進課長	竹内雅彦 君
財務課長	清水聡志 君
財務課長補佐	門間憲一 君
財務課税務係長	道端篤志 君
町民課長	大平良治 君
町民課長補佐	杉野　浩 君
町民課環境衛生係長	高野正晃 君
福祉課長	木村和美 君
福祉課子ども係長	高橋　司 君
福祉課国保医療年金係長	斉藤悠理 君
健康支援課長	棟方富輝 君
建設課長	葛西健二 君
上下水道課長	渡辺博樹 君
上下水道課長補佐	金丸貴典 君
上下水道課主幹	小笠原　聡 君
農林水産課長	敦賀哲也 君

農林水産課 農政係長	逢坂信吾君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長補佐	木村謙彦君
学校管理課長	熊谷裕治君
学校管理課長補佐	佐々木慎也君
社会教育課長 兼公民館長	宮崎寧大君
農業委員会 事務局長	敦賀哲也君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木　繁君
総務係長	田中康裕君
書記	廣谷将大君
書記	坂本　樹君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君）　これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、

６番　小　寺　光　一　君　　７番　磯　野　　直　君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君）　日程第２、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第２１条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第２号

○議長（村田定人君）　日程第３、報告第２号　令和８年度定期監査報告（第１次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君）　報告前に恐縮ですが、訂正をお願いしたいと思います。資料２ページ下段、（２）、焼尻支所（出納員扱い）の表一番下、計欄におきまして収入取扱額５，６２２円との記載を５６２万２，１４１円へ訂正くださいますようお願いいたします。訂正しておわびいたします。

それでは、ただいま議題となりました令和８年度定期監査報告（第１次）につきまして、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、定期監査（第１次）を実施しましたので、同条第９項及び羽幌町監査基準第１４条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

１ページをお開き願います。定期監査報告書。

１、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に６月３日、１日間の日程で天売、焼尻各支所及び各学校の５機関を逢坂監査委員と共に実施をいたしました。

なお、各学校の監査は書類監査として実施しております。

２、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、提出された関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施したところであります。

３、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。２ページをお開き願います。天売、焼尻各支所における１、公金取扱状況について申し上げます。各支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、各支所とも出納員名義の口座から会計管理者口座へ送金され適正に処理されております。

（１）、天売支所、（２）、焼尻支所、各出納員扱い分の差引き保管額は、６月２日現在、ともにゼロ円となっております。

３ページを御覧願います。２、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方のうち障がい程度の１級、２級の上肢を除く肢体不自由者の方及びそれ以外の満８０歳以上になる方へ年間２４枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券１枚につき初乗り運賃相当額の助成とされ、各支所の交付状況は合計で昨年度より２名増の３４名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

３、天売、焼尻研修センターの利用者数は説明を省略いたします。

４、診療所への通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱において、おおむね６５歳以上で身体、環境面などを踏まえ通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施していますが、実績は表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては受託業者が存在しないことから直営で事業を行っており、委託契約は発生しておりません。

次に、５、住民基本台帳登録状況ですが、住民の移動状況を表しております。４月３０日現在における天売、焼尻各地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数が１２世帯、人口で１１人の減、焼尻地区では世帯数が７世帯、人口で１２人の減少となっております。

次に、４ページを御覧願います。小中学校、高等学校の６月１日現在における児童・生徒数や学級編制の状況などを表したものでありますが、説明は省略させていただきます。

以上で定期監査第１次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第２号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第２号　令和８年度定期監査報告（第１次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第３号

○議長（村田定人君）　日程第４、報告第３号　令和７年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君）　ただいま上程されました報告第３号　令和７年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和７年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第２１３条第１項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告いたします。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、令和７年度羽幌町一般会計で繰越しを行った物価高対応子育て応援手当支給事業ほか７件について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては議決いただいたものでありますので、内容説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから報告第３号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第３号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第３号　令和７年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第４号

○議長（村田定人君）　日程第５、報告第４号　令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君）　ただいま上程されました報告第４号　令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、地方自治法第２１３条第１項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告します。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計で繰越しを行った焼尻簡易水道施設設備改修事業について地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。本事業につきましては昨年の９月、落雷により焼尻簡易水道配水池水位計が破損し、復旧工事を進めていた事業でありますが、本年の５月１５日に工事が完了しておりますので、報告いたします。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから報告第４号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第４号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第４号　令和７年度羽幌町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第５号

○議長（村田定人君）　日程第６、報告第５号　令和７年度羽幌町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君）　ただいま上程されました報告第５号　令和７年度羽幌町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第２６条第１項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第３項の規定により報告します。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、令和７年度羽幌町水道事業会計で繰越しを行った羽幌上水道四線導水ポンプ場ナンバー２導水ポンプ更新工事について、地方公営企業法施行令第１９条の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越計算書であります。本年２月に契約を締結いたしました本事業につきましては、資材の入手が困難な見込みとなりましたことから、繰り越して実施することとしたものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから報告第５号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第５号　令和７年度羽幌町水道事業会計予算繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第６号

○議長（村田定人君）　日程第７、報告第６号　専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君）　ただいま上程されました報告第６号　専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告するものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

和解の相手方の住所等につきましては、記載のとおりであります。

次に、和解の内容につきましては、１、羽幌町の過失割合を１００％とする。２、羽幌町は、損害を与えた相手方の水稲の収穫量の損失額を負担する。３、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立て等はしない。

次に、損害賠償額でありますが、１４万１７円であります。なお、損害賠償額につきましては全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は令和７年６月１６日火曜日未明、発生場所は羽幌町字朝日の記載場所であります。事故の発生状況でありますが、令和７年５月３０日金曜日の１０時から正午までの間、羽幌町字朝日の記載場所付近におきまして町職員が噴霧器を使用し、除草剤を散布していたところ、近接している発生場所の水田の一部まで除草剤が飛散し、水稲に損害を与えたものであります。

管理用地の除草作業につきましては、周辺環境への影響に十分注意して行ってまいりましたが、このような事態となり深くおわび申し上げます。なお、当該職員に対しましては事故防止の徹底について改めて指導を行ったほか、事故発生場所付近での除草剤の散布を中止し、他の管理用地での除草剤の散布につきましても見直しを行ったところであります。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　これから報告第６号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第６号　専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第３９号

○議長（村田定人君）　日程第８、議案第３９号　羽幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君）　ただいま上程されました議案第３９号　羽幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、行政需要及び業務実態の変化に伴い、特殊勤務手当の対象業務及び支給内容を見直すとともに、週休日等の窓口対応等に係る待機拘束を支給対象とするため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、別紙でお配りしております議案説明資料に基づき改正内容をご説明させていただきますが、新旧対照表も併せてご確認願います。まず、改正趣旨（背景）として１でありますが、特殊勤務手当は著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に対して支給するものでありますが、制度創設当時からの業務が残っており、現在の実態と合わないものがあることであります。

次に、実務上の課題でありますが、２となります。鳥獣の捕獲などの危険性のある業務や、その他不快性、または不健康性の高い業務でありながらも手当の対象として整理されていない業務があることであります。

次に、新たに対応が必要となる事項として３であります。週休日等における死亡届に関する業務については、特定の部署に負担が偏っていることから、全庁的な当番制による自宅などでの待機体制を導入することとしており、これに対応する手当整理が必要となっていることであります。

こうしたことから、４でありますが、特殊勤務手当の対象業務及び支給内容を見直すとともに、週休日等の窓口対応や防災対応業務等に係る待機拘束を支給対象とし、適正な運用を図るため本条例を改正しようとするものであります。

続いて、改正概要であります。まず、１の手当内容の整理でありますが、現行手当の見直し、新たな対象業務の追加及び実態のない業務の廃止を行うものであります。その内容でありますが、①、賦課徴収等業務は、税の賦課徴収等に加え、町営住宅家賃等の滞納整理及び徴収業務へ対象を拡大するものであります。次に、②、動物等取扱業務は、鳥獣捕獲等の危険及び不快業務。③、救急患者搬送業務は、離島診療所、または消防署分遣所からの要請に基づく救急患者搬送業務。④、災害応急業務は、災害時等の危険箇所の巡回監視業務。⑤、待機拘束は、週休日等の窓口対応、防災対応、災害その他緊急対応に対する待機命令をそれぞれ新たに手当の対象とするものであります。次に、⑥、遺体収容等業務は、行旅人等の死亡対応に加え、身寄りのない高齢者等の対応を追加し、⑦、防疫等業務は、手当額を北海道の基準に合わせて増額するものであります。次に、⑧、除排雪等業務は、現行内容を維持するものであります。最後に、⑨、廃止業務でありますが、実態のない野犬掃討作業及び家畜飼育を廃止するものであります。

次に、２の調整規定の整理でありますが、同一の日に複数の特殊勤務に従事した場合の支給方法と職員が月の中途において業務に従事した場合などにおける月額手当の日割計算方法を整理したものであります。

次に、３、その他でありますが、条例内の引用の整理など条文上の整理も併せて行うものであります。

最後に、附則でありますが、本条例の施行期日は、令和８年７月１日とし、施行日前に従事した特殊勤務に係る手当の支給については、なお従前の例による旨の経過措置を設けております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第３９号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第３９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号　羽幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号

○議長（村田定人君）　日程第９、議案第４０号　羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、熊谷裕治君。

○学校管理課長（熊谷裕治君）　ただいま上程されました議案第４０号　羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例。

令和８年６月１８日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町市街地区学校給食センターの調理業務等を民間委託することにより、羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止したことから、羽幌町学校給食費に関する条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、議案を御覧ください。羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町学校給食費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町学校給食費に関する条例新旧対照表を御覧願います。新旧対照表は、左に現行条文を、右に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しております。

改正の内容でございますが、第２条第５号において教職員の用語の定義をしておりますが、羽幌町立学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例を廃止していることから当該箇所を削るものであります。本来でありましたら、３月の町議会において改正するべき内容でございますが、改正に漏れがございましたので、今議会にて提案させていただいたものでございます。

なお、ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第４０号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号　羽幌町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号～議案第４４号

○議長（村田定人君）　日程第１０、議案第４１号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第２号）、日程第１１、議案第４２号　令和８年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１２、議案第４３号　令和８年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第１３、議案第４４号　令和８年度羽幌町水道事業会計補正予算（第１号）、以上４件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１億３，４２３万７，

０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億５，０５３万９，０００円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の２款総務費、文書広報費において委託料１，４８０万円の増額は、羽幌町公式ホームページをモバイル端末とバリアフリーへの対応を踏まえ全面リニューアルし、併せてホームページコンテンツ管理システムを更新するものであり、財源につきましてはデジタル活用推進事業債１，２７０万円を充てております。

同じく企画費においてデジタル行政サービス事業８，０６２万円の増額は、総務省のガイドラインに基づきインターネットと分離されている総合行政ネットワークであるＬＧＷＡＮ内において仮想ブラウザを利用した安全なインターネット閲覧環境を整備するものであります。また、併せてメール環境の集約化と電子決裁システムの導入を行い、リモートワークにも対応可能なクラウド型ネットワーク基盤へ刷新するものであります。なお、財源につきましては、デジタル活用推進事業債６，１４０万円を充てております。

同じく自治振興費において空き家対策事業４０２万３，０００円の増額は、特定空家等と判定するための調査業務及び４、５月に発生した暴風により空き家の屋根のトタンが剥がれて危険な状態になったため、安全措置を講ずるものであります。

同じく住宅改修促進補助事業２００万円の増額は、申請件数が当初予定していた４０件、８００万円を超過し、５０件、１，０００万円を見込むものであります。

次に、６款農林水産業費、農業振興費において地域農業構造転換支援事業９６５万８，０００円の増額は、農地担い手の経営改善に必要な機械設備の導入経費に対して補助するものであります。

同じく畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業２４万４，０００円の増額は、持続的な畑作営農に向け、バレイショ及びてん菜等の生産構造転換を促進するため、省力化及びコスト低減等生産性向上の取組に対して補助するものであります。

同じく麦類生産技術向上事業７３８万円の増額は、近年の気候変動及び生産費高騰などの状況において地域で麦類の生産向上を図るために取り組む事業に対して補助するものであります。以上、農業振興費３事業の財源につきましては、全額道支出金で賄われるものであります。

次に、９款消防費、災害対策費において全国瞬時警報システム管理事業９２９万９，０００円の増額は、北海道において令和９年度までに総合行政情報ネットワーク設備を更新することに伴い、令和８年度中に各自治体の全国瞬時警報システムの衛星回線受信アンテナを整備する必要が生じたものであり、財源につきましては緊急防災・減災事業債９２０万円を充てております。

次に、歳入につきまして、国庫支出金、道支出金及び町債などの特定財源１億７８９万円を増額するほか、不足する額につきましては財政調整基金繰入金２，６３４万７，０００円を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ９３万５，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，４８１万５，０００円とするものであります。

今回の補正は、４月２１日の第３回臨時会で補正させていただいた子ども・子育て支援制度に係るシステム改修を令和７年度中に完了できなかった関連で年度中に概算交付を受けていた国庫補助金について返還が生じたものであります。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ７１万５，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，６３７万５，０００円とするものであります。

こちらも国民健康保険事業と同様、子ども・子育て支援金制度のシステム改修に係る国庫補助金を返還するものであります。

続いて、水道事業会計につきましてご説明申し上げます。資本的収入及び支出において支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費１，３４８万６，０００円の増額は、苛性ソーダ注入設備更新事業を実施するものであり、財源につきましては企業債１，３４０万円の増額をするものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君）　それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の１１ページをお開き願います。２款総務費、企画費において地域おこし協力隊起業支援補助金１００万円の増額は、当該補助金に対する特別交付税措置の上限額が１００万円から２００万円に引き上げられたため、本町の補助上限額も同様に引き上げるものであります。

同じく奨学資金返還支援事業補助金２６万４，０００円の増額は、当初の想定件数を超過する見込みとなったため、不足する額を追加するものであります。

同じくデジタル推進事業２２万５，０００円の増額は、現行の広報誌面作成用ソフトのメーカーサポートが終了しているため、ホームページコンテンツ管理システムとも連携した新たなソフトを導入するものであります。

１２ページをお開き願います。同じく支所費においてコミュニティ助成事業２５０万円の増額は、天売地区町内会連合会の伝統文化継承に必要な備品の修繕費用に対して助成するものであり、全額一般財団法人からの助成金で賄われるものであります。

１３ページを御覧ください。戸籍住民基本台帳費において共同戸籍業務電算システム管理事業６６万円の増額は、住民基本台帳法等の一部改正により振り仮名対応に係るシステム改修を実施するものであり、財源につきましては当初予算で措置していた戸籍付票システムの改修と併せて全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、３款民生費、介護福祉費において福祉関連複合施設改修事業３６万９，０００円の増額は、施設の電話及びインターネットの通信設備を整備するものであります。

次に、４款衛生費、保健衛生費において医師確保対策事業の財源更正は、過疎対策事業債ソフト事業分の発行限度額を当初予算で８，１５０万円見込んでいましたが、本年度に入ってから通知された額８，３８０万円に合わせて当該事業に２３０万円追加充当するものであります。

１４ページをお開き願います。６款農林水産業費、農地費において水利施設管理強化事業５０万円の増額は、当初予算においてオロロン土地改良区が実施する羽幌ダム等の整備補修事業に対し、国及び道の間接補助分を計上していましたが、市町村の負担も必要なことが判明したため、その分の予算を措置するものであります。

１５ページを御覧ください。１０款教育費、中学校費の学校管理費において焼尻中学校施設管理事業６９万５，０００円の増額は、教室の床タイルが剥がれたため修繕するものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第４１号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第２号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

２番、金木直文君。

○２番（金木直文君）　一般会計のところで１２ページになりますが、空き家対策の中に３０２万円ほどの撤去工事請負費が上程されております。これは去る５月２８日の文教厚生常任委員会でお話しになった件であるわけですけれども、当日私はオブザーバー委員で傍聴はしておりましたけれども、町側の説明及び質疑の応答などを聞いていてもちょっとまだ私は疑問に思うところがありますので、お聞きしたいと思います。５月２８日の委員会では、相手方の事業者とは電話、ファクス、文書等で接触を試みているけれども、応答がなかったということでありましたけれども、この状況は今現在も変わっていないのかどうかお聞きします。

○議長（村田定人君）　町民課長補佐、杉野浩君。

○町民課長補佐（杉野　浩君）　お答えします。

その委員会の説明の後に、その後もこちらのほうで接触を試みましたところ何とか連絡

が取れまして、一応今の空き家の建物の現状等もお伝えして内容を把握していただいたところであります。
○議長（村田定人君）　２番、金木直文君。
○２番（金木直文君）　連絡が取れたということでありますけれども、こういった状況になった場合には補修なり撤去費用が当然事業者が負担すべきものだと思いますが、今回は緊急安全措置として町の予算で行うことになっています。確かに一刻を争う事態ですので、緊急措置費用を使うのはやぶさかではないなとは思いますけれども、この空き家対策の条例の第７条を見ますと、第３項に町長は撤去にかかった必要経費は事業者に請求することができるという規定になっております。まだその辺の負担の状況、あるいは今後も町側は相手方に対して請求をしていく、回収を行っていくという、そういう姿勢は続けていくということでお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。
○議長（村田定人君）　町民課長補佐、杉野浩君。
○町民課長補佐（杉野　浩君）　お答えいたします。
　まず、緊急安全措置に係る状況を伝えまして、所有者のほうに早急に何とか安全措置を行っていただけないかということで、それはお願いしたところなのですが、事業者のほうとして早急に対応するための資金等、そういったものが今現在何とか、事業者のほうでの対応は難しいというところで、今回については取りあえずは至急対応しなければいけない部分があるので、まずは町のほうで緊急安全措置を行うというところです。その費用についても事業者のほうには請求をするということでお伝えをして、実施した場合にはこちらのほうから請求行為をさせていただくということで考えております。
○議長（村田定人君）　ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
　これから議案第４１号を採決します。
　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第４１号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。
　次に、議案第４２号　令和８年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号　令和８年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４３号　令和８年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号　令和８年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号　令和８年度羽幌町水道事業会計補正予算（第１号）について資本的収入及び支出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号　令和８年度羽幌町水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第３号

○議長（村田定人君）　日程第１４、同意第３号　羽幌町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　同意第３号　羽幌町農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、農業委員会現委員の任期が令和８年７月１９日付をもちまして任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律に基づき新たに委員として任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

議案を１ページめくっていただきまして、候補者一覧を御覧願います。それでは、今回ご同意を賜りたい１１名の方について読み上げさせていただきます。

まず、羽幌町字朝日１３８３番地の３、清水洋史氏、昭和４１年１月２５日生まれの６０歳であります。

次に、羽幌町字上築４６４番地、川端博明氏、昭和３９年１月２６日生まれの６２歳であります。

次に、羽幌町南３条３丁目７番地の１トーラスＣ、中田亮太氏、平成６年７月１８日生まれの３１歳であります。

次に、羽幌町南６条１丁目１０番地の８、有野誠氏、昭和４７年６月２７日生まれの５３歳であります。

次に、羽幌町栄町１０４番地の３３、江幡透氏、昭和４２年６月９日生まれの５９歳であります。

次に、羽幌町字朝日１５２７番地、片山孝幸氏、昭和４４年４月１３日生まれの５７歳であります。

次に、羽幌町南３条４丁目１番地の２、土谷博明氏、昭和３３年２月１８日生まれの６８歳であります。

次に、羽幌町字平１６８番地、斉藤正美氏、昭和４６年１０月２８日生まれの５４歳であります。

次に、羽幌町字高台２４５番地の８、石山茂氏、昭和４０年１２月１４日生まれの６０歳であります。

次に、羽幌町栄町１００番地の５、澤岡喜幸氏、昭和５２年７月３日生まれの４８歳であります。

最後に、羽幌町北１条１丁目３番地の４、有田智彦氏、昭和２９年６月１９日生まれの７１歳であります。

以上１１名となりますが、この方々は農業者であるとともに、中には長年にわたり農業委員を経験されてこられた方、また長年にわたり行政経験をされてこられた方がおり、農

業に関しての識見はもちろんのこと、農地等の利用の適正化の推進に関しての職務などを適切に行うことができると考え、本町の農業行政にご尽力いただきたいため、羽幌町農業委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　これから同意第３号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第３号　羽幌町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第１号

○議長（村田定人君）　日程第１５、諮問第１号　人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南町１６番地の１１、氏名、中島靖志氏、生年月日、昭和３５年９月１５日生まれ、６５歳。

前委員でありました村田菊男氏が令和６年３月３１日付をもちまして任期満了となりましたことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、公正な人物で、人権擁護等に広く理解があることから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　これから諮問第１号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦については原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第４号

○議長（村田定人君）　日程第１６、発議第４号　議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情により派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第４号　議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第５号

○議長（村田定人君）　日程第１７、発議第５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第７５条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第１号

○議長（村田定人君）　日程第１８、意見案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

６番、小寺光一君。

○６番（小寺光一君）　意見案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第１４条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年６月１８日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、逢坂照雄、同じく工藤正幸。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

２　森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和８年６月１８日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科

学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。
○議長（村田定人君）　議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することにします。
これから意見案第１号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、意見案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。
議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第２号
○議長（村田定人君）　日程第１９、意見案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
５番、村上雄也君。
○５番（村上雄也君）　意見案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。
このことについて、別紙のとおり会議規則第１４条の規定により意見書を提出します。
令和８年６月１８日提出。
提出者、羽幌町議会議員、村上雄也。賛成者、羽幌町議会議員、佐藤満、同じく賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策はもとより、ＤＸの推進、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められており、加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。
政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。
このことから、２０２７年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

１　増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円

安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2　地域医療に対し、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。

3　社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4　自治体業務システムの標準化・共通化について、システム移行によって増額した人件費を含む各種経費については国の責任において必要な財源を補填すること。

5　政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう確実にその補填を行うこと。

6　存在意義が改めて重視されている公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

7　地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月１８日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画　共生・共助）。

○議長（村田定人君）　議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、意見案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君）　お諮りします。

ただいま町長から議案第４５号、議案第４６号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、４６号を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題にすることに決定しました。

◎議案第４５号

○議長（村田定人君）　追加日程第１、議案第４５号　物品購入契約の締結について「除雪ドーザ１４ｔ級の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、葛西健二君。

○建設課長（葛西健二君）　ただいま上程されました議案第４５号　物品購入契約の締結について、その内容と提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和８年６月１９日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、除雪ドーザ１４トン級の購入であります。契約の方法は指名競争入札、契約の金額は４，７５８万６，０００円、うち消費税額４３２万６，０００円を含むものであります。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町北３条１丁目９番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、金子卓であります。

提案の理由でありますが、契約の予定価格が１，５００万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第４５号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号　物品購入契約の締結について「除雪ドーザ１４ｔ級の購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号

○議長（村田定人君）　追加日程第２、議案第４６号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ５，９１８万８，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８１億９７２万７，０００円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の６款農林水産業費、水産業振興費において羽幌港荷さばき施設整備事業５，４８７万円の増額は、当初予算において町負担分の補助金のみ措置していましたが、北海道から北るもい漁業協同組合に直接交付されるものと認識していた北海道水産業振興構造改善事業交付金について市町村を経由する間接補助であることが判明したため、歳入の道支出金と併せて予算措置するものであります。

次に、１０款教育費、事務局費において教員住宅施設管理事業４３１万８，０００円の増額は、天売富磯地区にある教員住宅の浄化槽内部が破損したことにより水位が低下し、汚泥が流出する可能性があるため、浄化槽の取替え工事を実施するものであり、財源につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　これから議案第４６号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第３号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号　令和８年度羽幌町一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、令和８年第５回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前１１時１０分）